

磐梯町農業委員会 3 月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和 6 年 3 月 1 9 日（火）午前 9 時 0 0 分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

1 7 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 1 2 番 加藤 健一

会長職務代理者 1 1 番 田中 重博

委 員

1 番 佐藤 栄祐 2 番 板橋 恵 3 番 川井 信之

4 番 金田 未樹 5 番 田中 茂 6 番 本多 孝幸

7 番 山口 芳徳 8 番 鈴木 康正 1 0 番 前田 諭志

農地利用最適化推進委員

1 番 卯月 宏次 3 番 加藤 正己 4 番 田部 忠一

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員 9 番 鈴木 勇一

農地利用最適化推進委員 2 番 鈴木 賢昭

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 1 7 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議案第 1 8 号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

議案第 1 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員 11 名、農地利用最適化推進委員 3 名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第 1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 3 番 川井 信之 委員

議席 6 番 本多 孝幸 委員

議長

日程第 2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

日程第 3 議案第 17 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
1 番から 5 番まで事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 3 議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和 6 年 3 月 19 日提出。

では、1 番から説明申し上げます。

申請地は、大字〇〇字〇〇 138 番地 田 面積は 687 m²外 1 筆 2 筆面積合計は 1,223 m²、内容は新規、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は 21 年、10 アール当り賃借料は 9,000 円です。

続きまして、2 番です。申請地は、・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 アール当り賃借料は 11,000 円です。次に・・・・・・・・・・・・・・です。

次に 5 番です。申請地は、・・・・・・です。10 アール当り賃借料は現物で米 30 kg×6 袋です。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長

1 番から 5 番まで事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

1 1 番 田中 重博 委員

1 番の利用権設定ですが、これまで個人で耕作をしていたのかということ、この地区は地域計画を策定したので中心となる担い手が決めることができるということはないのか。

事務局

〇〇さんは以前は違う方に利用権設定をしておりました。この農地は地域計画の区域外でありまして、今回は相対での利用権設定の申し出がありました。

議長

他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なし多数のため、1 番から 5 番について承認されました。

ここで、卯月 宏次 委員の関連なので退席を求めます。

(卯月 宏次 委員退席)

続いて、6 番について、事務局に説明を求めます。

事務局

申請地は、大字〇〇字〇〇 8 番地 田 農振農用地 面積は 5 5 3 m²、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は 1 年、1 0 アール当り賃借料は 7, 0 0 0 円であります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

6 番について事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なし多数のため、6 番について承認されました。

承認されましたので、ここで卯月 宏次 委員の着席を求めます。

(卯月 宏次 委員着席)

議長

続いて、7 番から 1 1 番について、事務局に説明を求めます。

事務局

7 番から説明申し上げます。申請地は、大字〇〇字〇〇 2 - 1 番地 外計 2 筆 田 農振農用地 面積 3 筆の合計は 2, 0 1 1 m²、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は 1 年、1 0 アール当り賃借料は 7, 4 0 0 円です。次に 6 番です。申請地は、・・・・・・・・・・

です。次に・・・・・・・・・・・・・・・・・・です。

次に11番です。申請地は、・・・・・・・・・・です。10アール当り賃借料は8,000円です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

7番から11番まで事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

11番 田中 重博 委員

9番の利用権設定ですが、字〇〇〇の面積が12,174㎡だがこんなに大きい田なのか。

事務局

こちらは基盤整備をしていない従前地で登記簿、地目が田になっております。

議長

他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なし多数のため、7番から11番について承認されました。

ここで、卯月 宏次 委員の関連なので退席を求めます。

(卯月 宏次 委員退席)

続いて、12番について、事務局に説明を求めます。

事務局

申請地は、大字〇〇字〇〇58番地 田 農振農用地 面積は、2,838㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は5年となり、10アール当り賃借料は、8,000円です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

12番について事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なし多数のため、12番について承認されました。

承認されましたので、ここで卯月 宏次 委員の着席を求めます。

(卯月 宏次 委員着席)

議長

続いて、13番から14番について、事務局に説明を求めます。

事務局

13番から説明申し上げます。申請地は、大字〇〇字〇〇16番地 外計1筆 田 農振農用地 面積2筆の合計は2,031㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は8,000円です。

次に14番です。申請地は、・・・・・・・・・・です。10アール当り賃借料は10,000円です。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

13から14番まで事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なし多数のため、13番から14番について承認されました。

ここで、田部 忠一 委員の関連なので退席を求めます。

(田部 忠一 委員退席)

議長

続いて、15番から16番について、事務局に説明を求めます。

事務局

15番から説明申し上げます。申請地は、大字〇〇字〇〇105番地 田 農振農用地 面積は782㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は1年、10アール当りの賃借料は12,000円です。

次に16番です。申請地は、・・・・・・・・・・です。10アール当り賃借料は12,000円です。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

15から16番まで事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なし多数のため、15番から16番について承認されました。

承認されましたので、ここで卯月 宏次 委員の着席を求めます。

(田部 忠一 委員着席)

続いて、17番から43番について、事務局に説明を求めます。

事務局

17番から説明申し上げます。申請地は、大字〇〇字〇〇32番地 田 農振農用地
面積は741㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を
受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は3年、10アール当り賃借料は3、
000円です。次に・・・・・・・・・・・・・・・・・・です。

次に43番です。申請地は、・・・・・・・・・・です。10アール当
り賃借料は10、000円です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

17番から43番まで事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

11番 田中 重博 委員

確認ですが、賃借料については10アールあたりの金額表示ですか。

現物はどうか。

事務局

金銭については10アールあたりの金額表示です。現物の場合は、10アールあたりと
いうかこの契約でまとめて現物トータルということになっております。

議長

他に質問ございませんか。

5番 田中 茂 委員

個人情報になると思いますが、18、19、20番は誰？

事務局

〇〇さんの息子さんで昨年認定農業者になり就農いたしました。そこで一部再設定の部
分については、親からの利用権の継承を含めての再設定となっておりますのでご了解いた
だければと思います。

(「なし」の声あり)

議長

異議なし多数のため、17番から43番について承認されました。

議長

日程第4 議案第18号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4 議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認につ
いて（一括方式）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集
積計画の決定について意見を求める、令和6年3月19日提出。

一括方式ということで、1番をご覧ください。

農地の所在が、大字〇〇字〇〇68番地 田 農振農用地 面積は6,674㎡、新規設定になります。利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、両者の間に農地中間管理機構が入ることになりまして、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇〇の〇〇〇〇氏です。利用目的は畑、期間につきましては、令和6年3月20日から令和16年12月31日までの10年10ヶ月で10アール当り賃借料は4,000円です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

異議なし多数のため、議案第18号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）について承認されました。

議長

日程第5 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番と2番について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める、令和6年3月19日提出。

まず1番です。農地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇17番、地目は畑、農振農用地、面積は338㎡、権利種別が3条無償移転でございます。譲渡人が〇〇の〇〇〇〇で、譲受人が〇〇の〇〇〇〇氏です。

次に2番です。農地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇14番、地目は畑、農振農用地、面積は72㎡、権利種別が3条無償移転でございます。譲渡人が〇〇の〇〇〇〇で、譲受人が〇〇の〇〇〇〇氏です。どちらも同じ型が譲受人となる案件でございます。

次に、タブレットをご覧ください。まず、1番でございます。申請書が今回の譲渡人と譲受人から提出されておりまして、今回所有権の無償移転の申請ということであります。次に法務局の登記簿謄本で面積、現在の所有者等確認できると思います。次に法務局備え付けの公図の写し添付してありますので、ご確認下さい。位置図、現況写真、住宅地も含めた地図が添付してございます。2番についても同様でございます。

以上で説明を終わりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、紹介委員の川井 信之 委員より説明を求めます。

3番 川井 信之 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、現地は大谷川沿いにある農地になりますが、畑でかなり条件は良くないですが、今回無償移転ということで、特に問題はないと判断できますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 1番と2番について質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 1番と2番について承認することに決定いたしました。

議長

続いて、3番について事務局に説明を求めます。

事務局

次に3番です。農地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇103番外、地目は畑、一部農振農用地、12筆面積合計は91,203㎡、権利種別が3条無償移転でございます。譲渡人が〇〇の〇〇〇〇で、譲受人が〇〇の〇〇〇〇氏です。

次に、タブレットをご覧ください。まず、申請書が今回の譲渡人と譲受人から提出されておりまして、今回所有権の無償移転の申請ということであります。今回、親から子への無償移転ということでありまして、息子さんは国の次世代補助金の準備型を受けておりまして、就農後5年以内に事業継承するということが条件であったので、今回農地の無償移転を行うということであります。次に法務局の登記簿謄本で面積、現在の所有者等確認できると思います。次に法務局備え付けの公図の写し添付してありますので、ご確認下さい。位置図、現況写真、地図が添付してございますのでご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、紹介委員の山口 芳徳 委員より説明を求めます。

7番 山口 芳徳 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、今回の農地法第3条の申請は酪農家の親と子の世代交代によるものであります。父が譲渡人、子が譲受人としての申請であり、土地の無償移転を行うものであります。現況は45%が牧場であり、残り55%が畑となっています。一部は共有地でありその持ち分も引き継ぐというものであります。父はまだ年齢的には若いですが、子を早く自立させたいという願いもあつての申請であると考えますので、特に問題はないと判断できますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 3番について質問・意見

ございませんか。

5 番 田中 茂 委員

この補助金の活用によるメリットはあるのか。

事務局

先ほども申し上げましたが、次世代補助金の準備型を受けて2年間北海道の専門学校で学んできております。その経費に掛かるところで補助事業を活用していたということでありまして、卒業後就農後5年以内に事業継承するというのが条件であったので今回経営継承を行ったということです。併せて認定農業者の手続きを今後行うということです。

議長

他に質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 3番について承認することに決定いたしました。

議長

続いて、4番について事務局に説明を求めます。

事務局

次に4番です。農地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇5310-1番外、地目は畑と田、農振農用地、38筆面積合計は36,487.46㎡、権利種別が3条使用貸借でございます。譲渡人が〇〇の〇〇〇〇で、譲受人が〇〇の〇〇〇〇氏です。

次に、タブレットをご覧ください。まず、申請書が今回の譲渡人と譲受人から提出されておりまして、今回使用貸借20年ということでございますが、親の〇〇さんが農業者年金の移譲年金の受給にあたりまして、息子さんに経営を継承するということでもあります。

現在もお父さんと一緒に経営しているところでありますが、今後は、農業を継承しながら、認定農業者を目指して取り組んでいくということでもあります。添付資料で使用貸借の契約書がありますが、今回契約を結んで無償での移転ということです。次に法務局の登記簿謄本で面積、現在の所有者等確認できると思います。次に法務局備え付けの公図の写し添付してありますので、ご確認下さい。

以上で説明を終わりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、紹介委員の佐藤 栄祐 委員より説明を求めます。

1 番 佐藤 栄祐 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、現在の状況としては、家族で水稻とト

マトを営農しているところです。お父さんも70歳と高齢となりまして息子さんに継承したいということであります。農業者年金の移譲年金の受給のためにも今回の申請が必要ということであります。現在も一緒に営農しているということからも、特に問題はないと判断できますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 4番について質問・意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

息子さんはこれから認定農業者を目指すということだが、新規就農の支援制度は浮けるのか。

事務局

これから手続きを進めていけば、何らかの就農支援制度が受けることになるかと思いますが、現在はありません。

議長

他に質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 4番について承認することに決定いたしました。

議長

日程第6 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・次回定例会については、4月19日(金)午後3時から予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。なお、当日夕方から観桜会の開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

2. 能登半島地震義援金の取組みについて(報告) 事務局に説明を求めます。

事務局

次に、能登半島地震義援金の取組みについて報告です。

1月の定例会でご説明しておりますが、今回報告書を提出させていただきます。振込手続きが完了しまして、義援金をクラブ会計から振込しましたのでご了承いただきたいと思います。

いますのでよろしくお願いいたします。

議長

その他 3. 令和6年度磐梯町農林課関係事業概要について 事務局に説明を求めます。

事務局

まず、令和6年度磐梯町農林課関係事業概要について、令和6年度の農林課関係事業に係る予算につきまして3月定例会において決定をされた内容でございますので、皆さんにご説明したいと思いますので資料をご覧ください。まず、水田農業改革支援対策事業でございますが・・・・・・最後に有害鳥獣被害対策事業ですが、・・・・・・となります。

以上でございますのでよろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

10番 前田 諭志 委員

広葉樹林再生事業等の目的は何か。鳥獣対策と関係があるのか。

事務局

広葉樹林再生事業は、地区で手入れができない山林を作業することにより山林の再生にもなりますし、地域にとっては鳥獣対策の環境対策にもなっていくということになります。森林環境譲与税基金事業は、民有林については国の交付金で市町村が実施する事業になります。令和6年度はゾーニング、調査を行うこととしております。県の森林環境税を活用した事業で主に町の分収造林地の町が借りている分の森林整備をしていくという事業になります。間伐材の販売を継続していこうというところです。

議長

他に質問・意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

その他 3. 令和6年度磐梯町農林課関係事業概要について 承認されました。

議長

その他 4. 「磐梯町荒廃農地再生事業補助金交付要綱」の見直しについて
事務局に説明を求めます。

事務局

12月定例総会の中でも説明申し上げております。その後事務局の方で内容修正しましたので見直し案として作成しましたので、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんに内容を確認いただければと思いますのでご説明いたします。

では、タブレットのデータをご覧くださいながら、変更箇所についてご説明いたしま

す。赤字が追加、削除の部分になりますのでよろしくお願いいたします。

まず、第1条ですが・・・・・・の文言の追加となります。

次に、第3条ですが・・・・・・削除となりまして、今よりも間口を広げて利用の促進をしていきたいと考えております。追加修正しておりますのでご確認ください。

次に、第4条ですが・・・・・・修正となりまして、以前は利用権設定のみでしたが、自己所有地の利用にも補助金の活用をできるように見直しと考えております。

次に、第5条ですが・・・・・・自己所有地の部分が追加修正となっております。

次に、第9条ですが、・・・・・・2が追加となりまして、これに関連する条文として、第12条「補助金の決定の取消し」と第13条「補助金の返還」が追加となります。こちらは・・・・・・となります。以下、第14条が繰り上げになります。

この要綱は、令和6年4月1日から施行するということで考えておりますので、皆さんにご意見いただいて改正することで、多くの農業者の方に活用していただきたいと思っておりますので、ご検討よろしくお願いいたします。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

今回見直しの自己所有地については反対です。自分の土地は自分で管理するのが基本だと思うし、もう少し制限を加えるか自己所有地についてはどうかと思います。

5番 田中 茂 委員

これによって門戸が開けて自分の土地も何とかしようという話にはなるので、荒地をなくすことが大事なので私は賛成で、実施してみただめであればまた変えればいいことなので、とりあえずやってみてはどうかと思います。

3番 川井 信之 委員

荒廃農地の再生は個人の力では難しいし、町と一緒に行わないと無理だと思う。例えば、ストーンクラッシャーは10アール当たり75万円くらいなので、農業公社で購入してみてもどうか。

8番 鈴木 康正 委員

きちんとした事業計画も必要ではないか。

6番 本多 孝幸 委員

近隣の市町村ではどうなのか。

事務局

近隣の市町村で自己所有地を認めているところはありません。今回は、農地の有効利用と農業所得の拡大を大きな目的とした見直しではありますので、今後も見直しをさせていただければと思います。

議長

色々ご意見ありましたが、良い方向に向かうようにしていければと思いますのでよろし

くお願いいたします。

議長

次に、その他 5. 令和6年度農業委員会による最適化活動の目標設定について 事務局に説明を求めます。

事務局

タブレットの資料をご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、毎年、農業委員会で最適化目標を設定することになっておりまして、令和6年度の目標設定について、3月定例会で審議して、4月に公告をすることになっておりますので、今回提案させていただきましたのでよろしくお願いします。

1ページからご覧ください。農業委員会の状況になりますが、農家・農地等の概要ですが、農業参入法人が4経営体となっております。これまでに法人化されている〇〇生産組合、株式会社〇〇〇〇、今年法人化されました一般社団法人〇〇〇〇、そして農地利用適格化法人の〇〇〇〇〇〇になります。耕地面積については、直近の耕地及び作付面積統計に基づいて記入ということになりますので、田573ha、畑156ha、計729haが統計上の数字になります。

次のページをご覧ください。最適化活動の目標になります。農地の集積の現状及び課題ですが、・・・・・・・・・・になります。

最後に、最適化活動の活動目標になります。活動強化月間の設定目標ですが、8月・9月に利用状況調査を行い、把握を行う。10月に地域計画の地区の話し合いに農業委員・農地利用最適化推進意向委員が積極的に参加する。2月に新規参入相談月間として相談会を開催するということになります。

令和6年度最適化活動の目標設定ということで、提案させていただきますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

最適化活動の活動強化月間の設定目標は、中山間直接支払の集落戦略10割単価の地区についても、来年の3月までに地域計画を新たに作成しなくてはいけないのか。

事務局

それは以前の人・農地プランと同様の位置づけであったと思いますが、令和5年の基盤法の改正によって、地域計画をあらためて作らなければならないということです。

11番 田中 重博 委員

現在の進捗具合はどうか。9月強化月間で地域計画作成は間に合うのか。

事務局

進捗状況は上西連地区では作成済。入倉地区では協議の場は成立済で、今後計画書と目

標地図を決定していくことになります。落合地区、布藤地区は農業生産法人がございますのでそちらを中心に進めていくことになります。赤枝地区においても、昨日の地域まるっと中間管理方式講演会を聴いて、その取り組みを検討していくというお話を伺っております。他にも県補助事業を活用しながら進めていきたいと考えております。また、人・農地プラン実質化している地区については、地域計画の作成にそこまで時間はかからないのかなと考えているところであります。

2点目の強化月間ですが、最低でも9月くらいまでには取り組みを進めていきたいと考えておりますので、地区の農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんにもご協力いただいて地域計画を作成していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

他に質問・意見ありませんか。

(「声」)

議長

異議なし多数により、5. 令和6年度農業委員会による最適化活動の目標設定について承認されました。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他 事務局、委員の皆様から質問・意見ございませんか。

事務局

農地バンクのチラシが農水省から届きましたのでご紹介いたします。利用権設定が農地バンクに一本化されますという内容になります。詳細は後ほどご覧いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

4月からは現在の農林課から商工観光課と一緒になった産業振興課となります。それに伴いまして人事異動があり、事務局が変わりますのでご報告申し上げます。

議長

他に、質問等ございませんか。

(質疑ありませんので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前11時30分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和6年3月19日

議長（会長）

署名人

署名人